

「健康保険 被保険者賞与支払届」の記入について

注意事項

1. この届出様式は健康保険専用です。厚生年金保険分については、年金事務所作成の専用用紙をご使用ください
2. 文字はボールペンを用いて楷書ではっきり記入してください
3. 「㊦ 作成原因」欄、「㊧ 種別」欄は記入の必要はありません
4. その他の記入方法については、下記をご参照ください

【「㊣賞与支払年月日」欄】

賞与の支払年月日を記入します。
例えば、令和3年2月20日支給の場合は、

年	月	日
3	2	0

と記入します。
なお、欄外(上段)に記入した場合は、支払年月日が同日の被保険者にかかる㊠～㊩欄の㊣については記入の必要はありません。

【「㊤通貨によるものの額」欄】

通貨で支払われた賞与額を記入します(千円以下の金額も記入)。

【「㊦現物によるものの額」欄】

食事、住宅、被服など通貨以外のもの
で支払われたものについて、都道府県ごとの標準価格により算定した額を記入します。

【「㊥賞与額(合計)」欄】

㊤および㊦の合計額から1,000円未満を切り捨てた額を右詰めで記入します。
例えば、328,000円支給の場合は、

千円	百円	十円	円
3	2	8	

と記入します。
なお、10,000千円以上となる場合は、

千円	百円	十円	円
9	9	9	9

と記入します。

【「㊣賞与支払年月日」欄】

欄外(上段)に記入した賞与支払年月日と異なる場合は、被保険者個々の支払年月日を記入します。

※同月に2回以上賞与(臨時賞与も含む)の支払いがある場合

対象者ごとに該当月の最終支払日を記入し、合算した支払額を所定の欄にご記入ください。

■資格取得月・資格喪失月の賞与の取扱い

資格取得月に支給された賞与は保険料賦課の対象となりますが、資格喪失月の賞与は対象となりません。資格取得と同月に資格喪失があった場合は、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われたものであれば対象となります。

■介護保険料、育児休業期間の取扱い

介護保険料を納める期間(40歳到達月から65歳到達月の前月まで)に支払われた賞与については、あわせて介護保険料も徴収されます。

育児休業申出月から終了する日の翌日の属する月の前月までについては、毎月の保険料と同様に賞与の保険料も免除の対象です(対象の方に賞与の支給がある場合、賞与支払届の提出は必要です)。